

# 引き続き行財政改革を推進 第2次佐渡市行政改革大綱 および 同実施計画(集中改革プラン) を策定

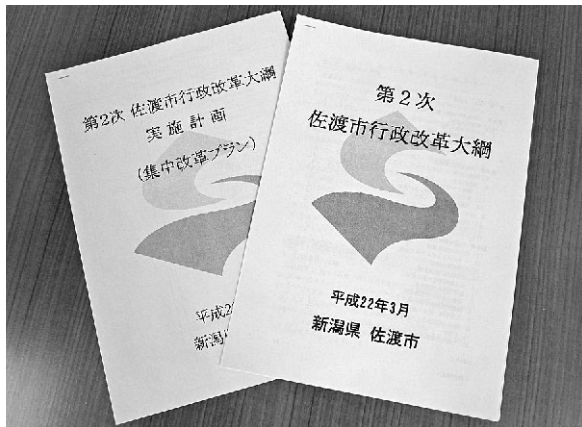
お問い合わせ  
市役所行政改革課 ☎63-3111

市では、平成17年度に「佐渡市行政改革大綱」を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間で改革期間として、効率的な行政運営と市民の視点に立った公共サービスの提供に取り組んできました。

しかし、組織・機構や公共施設の重複など、継続して取り組むべき大きな課題が残されており、自治体経営の見直しが必要な状況に変わりはありません。

市では、これまでの取組成果と課題を検証したうえで、引き続き行財政改革を推進していくため、佐渡市行政改革推進委員会からの答申を踏まえ、『市民参画による行政経営の推進』を目標に掲げ、「第2次佐渡市行政改革大綱」を新たに策定しました。

計画の進行管理については、市民の代表で構成される行政改革推進委員会に定期的に報告し、そこでの提言を踏



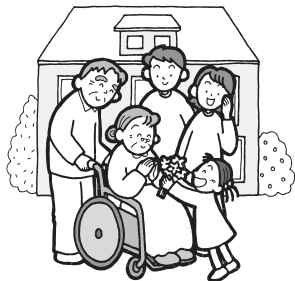
まえて必要な見直しを図ることとしていきます。

この計画書は、市ホームページでご覧いただけます。また、希望者には市役所行政改革課または支所・行政サービスセンター、連絡所等の窓口で冊子を配布します。

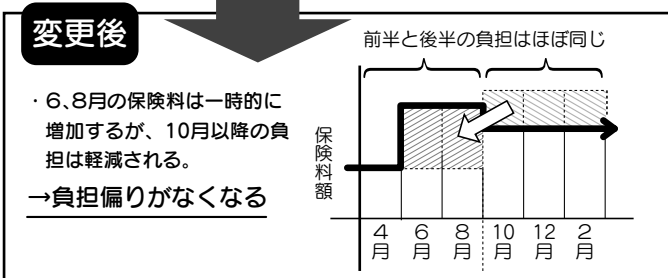
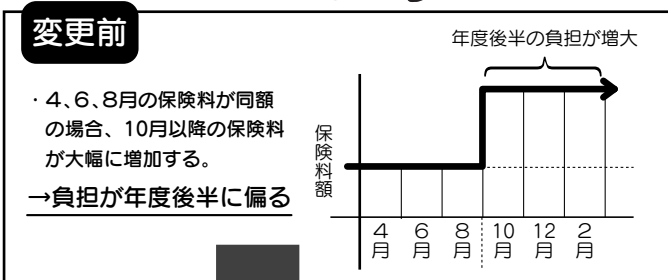
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

## 介護保険料 平準化のお知らせ

お問い合わせ  
市役所税務課(市民税係) ☎63-5110



介護保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方を対象に、保



イメージは、保険料の増額が予想される場合のイメージです。減額が予想される場合、6月と8月の保険料は減額となります。

保険料をならす作業(平準化)を行います。

介護保険料は、年度の前半に仮の保険料を納めていただき、保険料の確定後、年度の後半に差額を清算します。そのため、年度の前半と後半で保険料の金額が大きく増減しないように、保険料をならします。

6月と8月の保険料額を一時的に増減することで、年度の前半と後半の負担がほぼ同じになるように調整します。

対象となる方には6月上旬までに『仮徴収額変更通知書』をお送りしお知らせします。